

(3) 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は宮崎県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害または死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われており、職員と市との負担比率は概ね1:1になっています。市の負担金率は法令で次のように定められています。

給料及び期末手当等	
短期給付	49.63/1000
介護保険	6.65/1000
長期給付	86.39/1000(4~8月) 88.16/1000(9~3月)
福祉事業	2.96/1000

(一般職 平成28年4月1日現在)

(4) 公務災害補償制度

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成28年度の公務災害等の発生状況は、次のとおりです。

	公務災害発生件数	通勤災害発生件数
市長部局	5件	1件
教育委員会	1件	0件
消防局	1件	0件
合 計	7件	1件